

平成 28 年第 12 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 28 年 12 月 19 日（月）15 時 30 分

2 閉会日時

平成 28 年 12 月 19 日（月）16 時 51 分

3 会議開催の場所

柳川庁舎 2 階 大会議室

4 出席者

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 教育長      | 成 田 一二三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員      | 石 澤 千鶴子 |
| (4) 委 員      | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員      | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員      | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 教育部長         | 石 澤 幸 造 |
| (2) 理事教育次長事務取扱   | 横 山 克 広 |
| (3) 教育次長         | 工 藤 裕 司 |
| (4) 浪岡教育事務所長     | 平 田 公 成 |
| (5) 参事総務課長事務取扱   | 佐々木 淳   |
| (6) 社会教育課長       | 高 野 光 広 |
| (7) 文化スポーツ振興課長   | 木 村 久美子 |
| (8) 中央市民センター館長   | 杉 山 潔   |
| (9) 文化財課長        | 渡 邊 薫   |
| (10) 参事市民図書館長取扱  | 若佐谷 昭 人 |
| (11) 学務課副参事      | 伊 藤 慶 尚 |
| (12) 学校給食課長      | 佐々木 祐 子 |
| (13) 指導課長        | 石 岡 篤 実 |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長 | 山 内 秀 範 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案（議案第 42 号は非公開）

議案第 41 号 青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の委嘱について（指導課）

議案第 42 号 臨時に代理し処理した事項の承認について（教育委員会事務局総務課）

(2) 報告

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| ①寄附採納について                     | (教育委員会事務局総務課) |
| ②専決処分 of 報告について               | (教育委員会事務局総務課) |
| ③平成 28 年度青森市成人式について           | (社会教育課)       |
| ④青森市民図書館の年末及び 1 月の開館時間の変更について | (市民図書館)       |
| ⑤浪岡学校給食センターにおける給食提供の再開予定について  | (学校給食課)       |

- ⑥事故の報告について (指導課)  
⑦いじめの防止対策等について (指導課)  
⑧いじめのない学校づくりのための心の教育について (指導課)

## 7 会議録署名委員

- (1) 斎藤 誠子  
(2) 池田 享誉

## 8 会議の概要

午後 3 時 30 分に教育長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 42 号については、平成 28 年第 4 回青森市議会定例会で審議する議案であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき非公開の会議とし、報告事項並びにそのほか終了した後に審議することとした。

議案第 41 号を審議、原案のとおり決定し、8 件の事案を報告した。また、報告 7 及び報告 8 の中で各委員より「いじめの認知に係る標準指針」や「心の教育」などについての御意見を頂いた。

その後、非公開の会議とした議案第 42 号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○成田教育長

それでは議事に入ります。

本日の議案である議案第 42 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」は、平成 28 年第 4 回青森市議会定例会で審議する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

#### ○成田教育長

御異議がないようですので、本日の議案第 42 号については非公開の会議とし、報告事項並びにそのほか終了した後に審議することとします。

#### ○成田教育長

それでは、議案第 41 号「青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

#### ○部長

議案を御覧ください。

このたびの青森市いじめ防止対策審議会臨時委員の委嘱につきましては、浪岡中学校における重大事態に関する調査審議に当たるため、条例第 4 条第 4 項の規定に基づき、子どもたちのインターネットやスマートフォン等の利用状況及び情報モラル教育に関し学識経験を有する者として、本田政邦氏を選任するものです。

任期につきましては、平成 28 年 12 月 19 日から浪岡中学校における重大事態に関する調査審議が終了するときまでを予定しております。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

#### ○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○成田教育長

では、議案第 41 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議が無いようですので、議案第 41 号については原案のとおり決定することといたします。

## (2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項は 8 件となっております。

それでは「報告 1 寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成 28 年 11 月 1 日～11 月 30 日）」を御覧ください。

今回は、小・中学校の寄附採納についてのみとなっております。

- ① 「青森市立高田小学校 140 周年記念事業協賛会」様から「大型簡易テント」の寄贈申し出、
- ② 「青森市立甲田小学校 P T A」様から「ポスタープリンター」の寄贈申し出、
- ③ 「青森市立筒井南小学校児童育成会」様から「卓球台」の寄贈申し出、
- ④ 「青森市立筒井南小学校教育振興会」様から「遠赤外線ヒーター」の寄贈申し出、
- ⑤ 「青森市立三内中学校 P T A 三 中 祭 食堂実行委員会」様から「ポスタープリンター」及び「1000 W ハロゲンピンスポット」の寄贈申し出、
- ⑥ 「株式会社 青森銀行」様から、「エルサレム交響楽団青森公演の鑑賞チケット」の寄贈申し出があり受領いたしました。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 2 専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

去る 8 月 30 日の台風第 10 号に係る被害のうち、教育委員会が所管する学校施設以外に被害が及んだ 3 件につきまして、9 月 29 日の第 9 回定例会において御報告申し上げたところでございますが、そのうちの 1 件の葺町小学校に関しましては、10 月 31 日付けで専決処分を行いましたことを 11 月 16 日の第 11 回定例会において御報告申し上げたところでございます。

今回、残りの 2 件につきまして、和解及び損害賠償額の決定に関し、専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

配付資料 1 を御覧ください。

1 件目は、小柳小学校において、敷地内の樹木 2 本が倒木し、1 本が隣接する畑の農機具小屋に倒れ、屋根が損傷し、残り 1 本が畑に倒れ、農作物に被害が生じた案件につきましては、農機具小屋修理費 324,000 円、畑の農作物補償費 18,587

円、合計 342,587 円を支払うことで合意し、合意内容について平成 28 年 12 月 2 日に専決処分を行い、同日示談が成立したところでございます。

次に配付資料 2 を御覧ください。

2 件目は、筒井小学校において、敷地内の樹木が倒木し、隣接する筒井保育園の職員駐車場に駐車していた当該保育園職員の自家用軽自動車 2 台の間に倒れ、その際に木の枝が軽自動車に接触し、車体後部及び側面を損傷した案件につきましては、車両修理費として、1 台目 109,782 円、2 台目 171,353 円をそれぞれ支払うことで合意し、合意内容について平成 28 年 12 月 2 日に専決処分を行い、同日示談が成立したところでございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 3 平成 28 年度青森市成人式について」事務局から説明をお願いします。

○社会教育課長

平成 28 年度青森市成人式の実施について御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

開催日時につきましては、平成 29 年 1 月 8 日（日）、青森会場が 11 時から 14 時まで、浪岡会場が 13 時 30 分から 16 時 30 分までとなっており、青森会場は「リンクステーションホール青森」（青森市文化会館）、浪岡会場は「青森市中世の館」で開催いたします。

今年度の新成人は、平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた方々であり、青森地区が 2,506 人、浪岡地区が 140 人、合わせて 2,646 人となっております。

本市の成人式は、毎年、成人式実行委員会の委員が中心となって、企画から運営までを行っており、今年度は新成人 13 人を含む 24 人で 8 月に組織し、テーマを始め式典の内容などについて、熱心に協議を重ねて参りました。

今年度のテーマは、 $[7300 + \alpha$ （プラスアルファ）～「これまで」と「これから」～]とし、20 歳を基点に「これまで」の 7300 日と、「これから」である  $+ \alpha$  を意識し、改めて今までとこの先の人生を考える機会となる式にしたいとの思いで決定しました。

成人式の内容であります、「再会の広場」、「式典」、「アトラクション」の 3 部構成となっており、「再会の広場」では、新成人が生まれてからの 20 年間の出来事などをまとめたパネルを展示するほか、卒業当時の恩師からのメッセージや、校舎の写真などを展示し、多くの新成人が、久しぶりに会う友人と語りいながら、中学校時代を懐かしむ場として、中学校ごとのパネルを設ける予定としております。

「式典」におきましては、青森の魅力を再確認できる映像の上映や、ゴスペルグループによる合唱、サックス演奏でオープニングを行い、青森市長からの「はたちに贈る言葉」、新成人代表による「誓いの言葉」、青森市議会議長からの「励ましの言葉」をいただくこととしております。

また、「アトラクション」につきましては、資料に記載している内容で、それぞれ実施する予定としております。

委員の皆様には、委員会終了後、成人式の案内状をお渡しいたしますので、ぜひ御出席いただき、新成人の門出を祝福していただければ幸いです。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

○斎藤委員

成人式は対象者にとって非常に楽しみなものであると思いますが、残念なことに青森会

場と浪岡会場に分かれての式典になってしまいます。青森公立大学に通っている生徒たちからは、友人同士でも会場が分かれているために別々の成人式に参加するというものになってしまいますので、今回は時間がないかとは思いますが、青森会場と浪岡会場が相互に様子が見られる様に何かアイデアを出して欲しいと思います。

○社会教育課長

今後参考とさせていただきます。

○成田教育長

他にございますか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 4 青森市民図書館の年末及び1月の開館時間の変更について」事務局から説明をお願いします。

○市民図書館長

青森市民図書館の年末及び1月の開館時間の変更について、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

青森市民図書館は、「青森市民図書館条例施行規則」により、開館時間を午前10時から午後9時までとしておりますが、今年12月31日の大晦日の開館時間につきましては、アウガ管理者である青森駅前再開発ビル株式会社より、アウガ全館を午後5時で閉館したい旨の協力要請が今年もありましたことから、開館時間を例年通り午後5時までとすることといたしました。

また、来年1月につきましては、学生の自主学習等をはじめとする利用者のニーズに配慮し、例年通り、午前9時に開館することといたしました。

なお、青森市民図書館の開館時間・閉館時間の変更につきましては、広報あおもり「12月15日号」及び「1月1日号」、青森市ホームページ及び青森市民図書館ホームページへの掲載、並びに青森市民図書館内や関係機関等へのポスター掲示等により周知を図っているところです。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 5 浪岡学校給食センターにおける給食提供の再開予定について」事務局から説明をお願いします。

○学校給食課長

浪岡学校給食センターにおける給食提供の再開予定について御報告申し上げます。

浪岡学校給食センターは、本年5月31日にボイラーから煙の発生と漏水を確認したため緊急停止したところであり、その原因は老朽化によりボイラー本体内部の水管が破損したことによるものであります。

設備の復旧につきましては、ボイラー本体及び蒸気配管を交換することとし、8月27日から更新工事を実施してきたところであり、本日、工事が完了したところでございます。

この間、浪岡地区小・中学校の給食につきましては、青森地区の小学校給食センターと中学校給食センターから提供しているところであります。

この度、設備が復旧しましたことから、事務局におきましては給食再開に向けて準備作業を進めているところであり、また、浪岡地区の小・中学校長及び保護者に対しましては、本日付けで文書を配付し、3学期から浪岡学校給食センターの調理による給食を再開することをお知らせすることとしております。

事務局といたしましては、定期的な施設・設備の点検を実施し、今回のような事案が発

生することのないよう努めて参ります。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 6 事故の報告について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

私有車の公務使用に伴う物損事故について、御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

去る今月 12 日午前 11 時 20 分頃、指導課指導主事が公務のため公務使用私有車を運転し、青森地区から浪岡地区へ移動中、青森市浪岡大字浪岡字淋城の交差点において、赤信号で停車中のトラックの後方バンパーに追突したものであります。

この事故により、当該車両の前バンパー、ボンネットが破損したものであります。

なお、相手方の車両には破損はありませんでした。

今後、和解のための事務手続きを進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等がございますか。

～ なし ～

○成田教育長

次に、「報告 7 いじめの防止対策等について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめの防止対策等について、11 月 16 日開催の第 11 回定例会後の動きを合わせながら御報告いたします。

配付資料 1 を御覧ください。

先月 24 日には、市内全小・中学校の校長を対象に、翌 25 日には、教頭を対象に、いじめの組織的な認知及び対応について指示・伝達し、各校のいじめ防止等対策の推進と充実に努めることを目的に、「第 2 回生徒指導に係る連絡会」を開催しました。

主な内容といたしましては、

一つめは、「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」を設定し、全教職員から児童生徒のささいな変化やトラブルについての情報を収集、集約、仕分けをし、いじめの組織的な認知及び対応の手順を示しました。

二つめは、全小中学校において校長が「いじめ防止推進教師」1 名を全小・中学校に指名し、いじめに係る情報の収集、いじめ防止等対策委員会の招集をはじめ、いじめの組織的な認知及び対応に係る中核的な役割を担うこととしました。

三つめは、「いじめの認知に係る標準指針」の設定と「いじめ防止推進教師」の配置等に伴う、学校いじめ防止基本方針の見直しについての指示をしました。

それでは、「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」と「いじめ防止推進教師」について、改めてご説明します。

配付資料 2 を御覧ください。

すでに、学校に配付しております「青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針」は、いじめの組織的な認知及び対応の手順とその中核となる「いじめ防止推進教師」の役割等を図示しています。

手順に沿って御説明いたしますと、

第一段階は、「ささいな変化への気付」の段階です。

「いじめの積極的な認知」のために学級担任だけではなく、全教職員が、児童生徒の「ささいな変化」やトラブルについての情報を所定の様式に記録し、「いじめ防止推進教師」に提出します。

第二段階は、「情報の集約・仕分け」の段階です。

「いじめ防止推進教師」は、毎日寄せられる情報を集約及び仕分けし、それぞれの事案への対応について校長の承認を得ます。その際、重要性や緊急性が高い場合は、「いじめ防止等対策委員会」を招集します。また、重要性・緊急性が低い場合は、継続性が見られるものか、または新規のものかによって、学級担任を含む複数の教師やスクールカウンセラーによる対応を要請したり、経過観察などと並行して、関係職員に報告を求めたりするといった対応を講じることになります。

第三段階は、「組織による認知・対応」の段階です。

重要性や緊急性が高い、低いにかかわらず、全ての事案は、「いじめ防止等対策委員会」において、組織によるいじめ認知及び早期対応を図れるようにします。

第四段階は、「評価・記録の蓄積」の段階です。

「いじめ防止等対策委員会」では、学校が認知し、対応した全てのいじめについて、その解消の見取りと確認をし、いじめ対応の手立てを検証・改善するとともに、「いじめ防止推進教師」が中心となり、「いじめの関係児童生徒に関する情報」等について記録し、データベース化することにより、全教職員がいじめに係る情報を共有することができます。

このような一連のサイクルを繰り返し行うことにより、学級担任一人が問題を抱え込むことなく、組織的な対応が可能になると考えます。

配付資料 1 にお戻りください。

先月 30 日には、青森市いじめ防止対策審議会第 4 回臨時会が開催され、関係者からの聞き取りの進捗状況と臨時委員の追加方針が確認されました。

次に、月例報告に基づくいじめの認知件数につきましては、11 月 30 日現在、4 月からの累計を見ますと、小学校 982 件、中学校 274 件、小・中学校あわせて 1,256 件となっております。そのうち、1,125 件は解消しており、115 件は、一定の解消が図られたものの継続支援中、16 件は解消に向けて取組中となっております。

次に、今月 12 日に開催したいじめ防止推進教師対象の連絡会につきましては、当該教師の役割を確認するとともに、資料 3、資料 4 に示した「冬季休業明けの子どもの変化の把握と対応について、「心身の健康観察」に係る具体的な取組を確認しました。

配付資料 3 を御覧ください。

本資料は、二学期終業式後から、冬季休業を経て、三学期始業式後二週間までの約六週間において、学校が取り組む具体的な内容を示したものです。

学校の長期休業明けの前後は、児童生徒にとって、生活環境等が大きく変る契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいことから、全ての児童生徒を対象に、「心身の健康観察」及び「心のケア」に係る取組として

- ・出校日や学習会における生活・健康アンケート、個人面談
- ・家庭訪問・電話訪問
- ・新学期への準備、激励

などを重点的に実施するとともに、学校や地域、家庭において、児童生徒への見守りの強化による情報収集により、児童生徒の変化を把握することが大切となります。その際、児童生徒の様子や行動についての観察ポイントが極めて重要となります。

配付資料 4 を御覧ください。本資料は、児童生徒が抱える困難や悩みの背景を、学校的背景、家庭的背景、個人的背景に分類した上で、学校生活における場面別に児童生徒の観察のポイントを示したものです。

資料 3、資料 4 を参考に、全教職員が、児童生徒が発するサインやささいな変化を見逃さないための体制の強化を図るとともに、各学校がいじめの未然防止、早期発見・早期対応を、積極的かつ組織的に取り組むことができるよう、支援して参ります。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

○佐藤委員

新しい取組であると思いますが、気になることが一つございます。

いじめ防止推進教師について、ある学校では教頭が、またある学校では教務主任でありばらつきがあるといったお話でしたが、これは、一見各学校の状況に合わせたという雰囲気

気はあるものの、本当にそれでいいのものかという疑問を感じました。ばらつきが何故あるのか。それよりは、ある職種の人がこれを担うという具合に統一した方が、むしろ共通認識といいますか役割の共有が図られるのではないかと思います。

○指導課長

当初、その役割について誰が担うのかという点については指導課で検討しました。これまでは学級担任が一人で抱え込むということが多く学校規模によるものの、中学校であれば生徒指導主事が、小学校であれば生徒指導主任が全学年にわたり調整していじめの解消に向けた取組を行うことができる役職であると思います。しかし、小学校の場合は、生徒指導主任の中で学級担任をされている方が多い状況にあります。今回は学級担任への一極集中を避けるということが目的の一つでもあり、その結果、各学校の実情に応じて指名しており、小学校では約4割が教頭、約3割が学級担任を持たない生徒指導主任、約2割が教務主任となっています。

○佐藤委員

そうすれば、基本的に学級を持たない方がこの「いじめ防止推進教師」に指名されているということで捉えてよろしいですか。

○指導課長

できる限りそういった方を指名いただくように各校長へは伝えております。しかし学校規模によっては、学級担任を持たざるを得ないという学校も中にはありますが、最終的には小・中学校併せて9割の学校で学級担任を持たない「いじめ防止推進教師」が指名されたところです。

○佐藤委員

仮に生徒指導主任であった場合、教頭が「いじめ防止推進教師」に指名された時に「なぜ自分ではないのか」という疑問を持つ方がいなければいいのですが。それが受け入れられているのであれば良いと思います。

○指導課長

校内のいじめ防止等対策委員会の一員として、教頭は「いじめ防止推進教師」を自覚して、その他の教員とチームを組み組織的に対応しています。

○佐藤委員

わかりました。

○成田教育長

いじめ防止推進教師については現在スタートしたところです。この連絡会が今月の12日に1回行われておりまして、また、この会議はそれほど期間を置かずに次を開催することとしておりますので、その中で改めて課題が出てくるものと考えます。今、佐藤委員がお話されたことも含めて検討していく必要があると考えています。

○成田教育長

他にございますか。

○大嶋委員

この資料のラインから外れた場合が非常にリスクになると思います。いじめ防止推進教師は現在の体制では1人で対応されていると思うが、万が一、担当職員や「いじめ防止推進教師」が長期休業に入った場合、詳細な情報までが引継ぎ出来るかということが疑問です。

○指導課長

長期の休業に入る場合には、学校が指導課に新たな担当を指名して提出することになりますので、「いじめ防止推進教師」の役割を担う者がいなくなることはありません。また、仮に変わった場合、今までの情報からの引き継ぎが難しいとの御指摘でしたが、今回はこういったことが無いように、これまでであった内容をすべてデータベース化して誰もがその情報に触れることが出来る、また、次のいじめ防止推進教師を引き継いだ方は当然ながらいじめ防止対策等委員会のチーム員でもありますので、その経緯や内容についても十分知っている方が対応されるかと思いますので、2重3重に引き継ぎ出来る仕組みをとっています。



○大嶋委員

そのデータベースというのは、小・中学校ごとなのですか。

○指導課長

小・中学校ごとです。

○大嶋委員

データベース形式は定型で決めるのでしょうか。

○指導課長

前回12月12日の説明会の時は、いじめの概要やどういった対応をしたのか、という基本的な項目は示しましたが、あくまで標準指針ということで、スタンダードな形をお示したところですので、各校がどんどん工夫をしていって欲しい旨御説明いたしました。

○大嶋委員

わかりました。

○石澤委員

この標準指針のフロー図にあるとおり、全職員から伝わる様々な情報をいじめ防止推進教師が仕分けし、その情報はデータベース化されて2重3重の構造で管理するということがあったが、このチェック機能があるのかということ、あとはいじめ防止等対策委員会が各校に出来て、週一回の定期的な召集があるということであったが、これは全職員での対策委員会となるのか、あるいは対応する先生方は決まっているのでしょうか。また、この委員会の情報共有の仕方を教えてください。

○成田教育長

まずは、いじめ防止等対策委員会は既にいじめ防止基本方針に則って本市の学校には存在する組織です。その活性化といいますか、もっと進めていきたいということでこの案が出ているわけです。

また、先ほどの1点目の質問を再度お願いします。

○石澤委員

いじめ防止推進教師がはじめに情報の集約や仕分けをする際に、その仕分けが適切になされていたのかということをチェックする機能があるかということです。

○指導課長

まず、いじめ防止推進教師の仕分けのポイントというところですが、図にもありますように、いじめの事案は元々一つの情報でございますので、これらの情報は集まってきた情報を一日一回いじめ防止推進教師が確認します。その後、いじめの事案と疑われるものに関して、対策委員会を開くべき緊急性の高い事案のものであるか、または、緊急性の低いものかを仕分けします。緊急性が低いと判断したものは過去に同様の事案があったかを調べ、継続性が見られる事案や特定の子や特定の学級にその事案が見られた場合には、複数の先生方で経過を観察して追加の情報を集めます。また、初めての事案については、いじめに発展する可能性がある場合には、スクールカウンセラーと話し合わせたりします。但し、この判断は独自で行わず、必ず学校長の判断を頂いて次のステップへ進むこととしています。

12月12日には、各学校長へこういった内容を説明いたしました。

○成田教育長

出された情報についての細かなチェック機能の話ですが、まずはいじめ防止推進教師のところからそれが集まりまして、それと全く同じものが校長の目に触れることとなります。ここで2つ目のチェックが入ります。また、この段階で緊急性のあるものとないものに判断されますので、実質的に2人の判断が加わることとなります。そして、いじめ防止等対策委員会は最低でも週一回の定期開催となっておりますので、校長のチェックが漏れたとしてもその週の対策委員会での3回目のチェックがなされることになるわけです。

○指導課長

対策委員会と先生方全体がどのように知り得るのかということについてですが、まず、対策委員会に関しては資料左下の記載のとおり教務主任や学年主任などの構成メンバーがそれぞれの立場で意見を述べて、総合的に判断するというので、週に1回開催します。

また、全体への周知ということについては、中学校の場合で言えば、週に一回の学年会議がありますので、その際に各学年主任から認知された件について報告がありますので、その際に全ての先生方に伝わることになります。また、小学校については、通常金曜日に子どもを語る日や職員集会の仕組みとなっております。

○石澤委員

12月12日に説明会があったということで、早速この仕組みが開始していると思いますが、要望としては各学校で対応に差が出ないようにし、情報交換の場では各学校での良い事例なども情報共有して頂ければと思います。

○指導課長

この仕組みはあくまで標準の指針でございますので、各校の今後の取組で先進的なものについては情報交換していき確実なシステムにしていきたいと思います。

○成田教育長

他にございますか。

○斎藤委員

最近、誰から見てもいじめという状態ではなく、メンタルな面から学校に来られなくなっているような状態の子も各学校から出てきている様な感じがしています。いじめ防止推進教師と校長との対応でそういったことも解決していくのだと思いますが、カウンセラー等の外部の専門家とのやりとりはこの仕組みではどの部分に当たりますか。

○指導課長

標準指針の左下にございますが、いじめ防止等対策委員会の構成メンバーとして、必要に応じて県のスクールカウンセラーや市の研修センターにいるカウンセリングアドバイザーの意見を聞きます。複数のいじめ対策に直接に係る仕組みではないのですが、それ以外の情報交換の仕組みも学校では持っているもので、いじめの疑いが無い場合の不登校の場合はこの仕組みと切り離して対応しています。

○斎藤委員

わかりました。

○成田教育長

他にございますか。

○池田委員

本日の資料の配付資料1についてですが、3にいじめの認知件数と累計が出されています。

夏休みが終了してから毎月の月例ということで御報告頂いておりますが、例えば小学校であれば、11月分で105件、4～11月までの累計で982件は夏休みを除く7か月での件数ですから、11月は件数が少なめであるということが感じられ、逆に中学校は、11月分が68件ですから、これまでの4～11月の平均に比べて多い月であったのかということが気になりまして、月ごとに多い少ないということがあれば、原因になっていることがどんなことなのか、例えば、これを何年か続けていった際に、毎年6月はいじめの件数が増えるという傾向であれば6月に何か原因があるのか、それが分かれば、その原因に対しての対処が出来るのではないかと感じました。

事前にこの資料を頂いた際に、月ごとの9月や10月の状況は頂いています。いじめの認知件数は小学校が9月は12件、10月は89件、11月は105件、中学校では9～11月は36、52、68件と月ごとに増えてきています。これは恐らくこの調査をやり始めたことにより、9月ではまだどの様に報告すれば良いか固まっていない状況であったものが、これが徐々になるべく些細なものでも報告して欲しいということから段々と件数が多くなっていったものと思います。これが3年、4年、5年と続けていく月ごとの傾向で各月のイベントの有無による傾向が少し掴めるのではないかと思います。例えば、イベントがあった方がいじめが発生しないということであればそれはそれに対応するし、あるいはイベントがあった方がいじめが出ないなど、状況に応じた対応や対処なども出来るかと思っておりますので、今後、少しこの表についてはあまり複雑にならないように各月の一覧表を当該年度と前年、前々年度位のものまでお示し頂きながら各月の傾向を探って、先ほどの話の様に些細なトラブルや変化から情報を拾ってデータ化するのであれば、その月のポイントを絞って、どうい

う状況でそれが生じているのか具体的に対応出来るのではないかと思います。

今後、同じような水準で数値を毎月拾っていくと信頼性も増していくとは思いますが、そういった形で対応して頂きたいと思えます。また、標準指針の様に週一回は集まって、些細なトラブルのように緊急性や重要性の低いものについても、その変化も把握してそのデータベースに入れて把握するという事で、それがいじめに発展する前の初期の状況からの変化というものも把握できる情報も捉え、月ごとに報告して頂ければと思えます。

○指導課長

今後はその様に対応していきたいと思えます。今回の状況報告は10月からスタートしてございますので、一学期につきましては月々のものではありません。例えば、4月は入学式があり、4～5月は集団作りの時期ということで、その過程でいじめが起りやすくなるなど、年度ごとに各月の傾向を見てそれぞれの状況に対応していきたいと思えます。

○成田教育長

他にございますか。

○大嶋委員

標準指針の件ですが、小学校から中学校へ進学する場合、例えば小学校6年生でいじめがあった場合は、中学校には小学校のいじめ防止推進教師が判断したいじめの事実は引き継ぎが出来るのでしょうか。

○指導課長

本市は小・中連携事業を始めて10年が経過しておりますので、全ての進学する学校へいじめや不登校などの情報を伝えます。中学校はそれに基づいて学級編成を行ったり、人間関係に配慮しながら対応したりしている状況にございます。

○大嶋委員

わかりました。

○成田教育長

他にございますか。

○成田教育長

平成27年度のいじめの件数が小・中学校併せて174件ありました。そして、今の数値として出てくるのが11月で1,256件ということで、大きく増えています。一つには認知をする感度が上がっていることと捉えておりますが、これによって本当の初期段階でのトラブルやいじめのスタートの段階での対応がなされているのではという考えは持っております。数は増えておりますが、それは初期段階の深刻になる前の情報が多く出てきていると捉えていて、学校ではそれに対する対応が今までよりも早い段階での対応が可能となると捉えているところでございます。

○成田教育長

次に、「報告8 いじめのない学校づくりのための心の教育について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめのない学校づくりのための「心の教育」について御報告いたします。配付資料を御覧ください。

いじめ防止に関わっては「居場所づくり」「絆づくり」が大切であるとされており、各校においてはこのことを踏まえ各教科、道徳、特別活動を通して「心の教育」が行われております。

現在、小・中学校では「心の教育」に関する指導として主に五つのことが行われております。

一つめとして、授業における生徒指導があります。

学習指導要領では、生徒指導に当たっては「自己決定の場を与えること」「自己存在感を与えること」「共感的人間関係を育成すること」が大切であるとしており、各学校では教科等の授業において、

○ 課題解決を図るための時間を十分に確保するとともに、思考の手がかりとなるものを適切に提示し、児童生徒が自力で考えを深めていけるようにする。

- 児童生徒の実態を適切に把握し、児童生徒それぞれが活躍できる場を設定したり、児童生徒の学習上のつまづきを適切にとらえ、個に応じた指導を行ったりする。
- 授業の中でペアや小集団を活用し、児童生徒が互いに教えあったり認め合ったりする場を設定したり、互いの考えのよさを認め合うことができるよう、肯定的な相互評価の場を設定したりする。

などの取組を行っています。

二つめとして、道徳教育があります。

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目的に、校長の学校経営の方針に基づき、道徳教育推進教師を中心に教育活動全体を通して行っており、その要となるのが学級における「道徳の時間」であり、週1回、年間35時間を実施しております。

三つめとして、特別活動があります。

望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養うことを目的に、「学級活動」「児童会・生徒会活動」「学校行事」などにおいて資料に示した内容について実施しております。

なお、特別活動以外でも、「心の教育」に関わるものとして教科や総合的な学習の時間で様々な体験活動を実施しております。

四つめとして、読書活動があります。

人間形成や情操の涵養を目的に、全ての小・中学校で一斉読書を実施したり、読書意欲を高めるための読み聞かせなどを行っています。

五つめとして、キャリア教育の実施があります。

人間関係形成・社会形成能力等の育成を目的に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において行われ、自分のよさや個性、他者のよさや感情を理解し、他者に配慮しながら積極的に人間関係を築こうとする力などが養われるよう指導しております。

教育委員会としては、児童生徒の「心の教育」を充実、発展させる上で、教員の資質・能力向上を目指し、道徳研修講座、特別活動研修講座、学級経営講座、生徒指導主任・生徒指導主事研修講座などの研修講座を実施しております。

また、読書活動の推進に関わり、青森市学校図書館読書感想文コンクールを実施しております。

さらに、いじめ防止に関わって、全ての小・中学校から1名の児童生徒の参加を得て「未来ミーティング・2016いじめのない未来づくり子どもサミット」を実施するとともに、いじめ防止啓発リーフレット等の配付をしております。

以上、いじめの防止に向けた本日の協議題である「心の教育」に係る本市の状況について御報告いたしました。

○成田教育長

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

○斎藤委員

子どものこころの教育については理解できましたが、先生方への心の教育はどのように行っていくのでしょうか。また、これまで活用してきたリーフレット、ポスターの効果の検証についてはどの様に行うのでしょうか。最後に、心の学習は学校の学習での教育であるという説明でしたが、教育委員会の指導課のみで行うものではなく、社会教育及び生涯学習といった教育委員会の垣根を越えて地域で行うべきものであると考えますがどうお考えでしょうか。

○指導課長

まず、先生方のこころの教育につきましては、教員は研究と研修を義務付けられていることから、自らが行うこととなります。例えば、研修会などの体験を通して自分から行っていくものと考えています。

次に、リーフレット、ポスターの効果の検証についてですが、内容については毎年見直

しは行っております。今回の重大事態を機に、その内容が適切であるか、また、報告7に御説明いたしましたように、冬休み前と6週間かけて1人の子どもを見守る活動を行っていきますので、その際に子ども達をチェックするポイントを12月12日のいじめ防止推進教師連絡会で話したところでありますので、その際もリーフレットは活用いたしました。

また、最後の御意見ですが、教育委員会では、生徒の豊かな人間性を育むということで、文化スポーツ振興課では文化やスポーツを通して心の教育を行っていると同時に、社会教育課ではグローバル人材育成事業を通して外国の文化に触れることで心の教育に努めている。

#### ○齋藤委員

先生方の心の教育には、研修の他にも学校の環境づくりが大事かと思えます。例えば、先生方のバレーボール大会を行っている学校など、学校の雰囲気づくりを行っている例もあります。社会教育についても、読書だけではなく音楽も合唱なども非常に有効であると思うのでどんどん取り入れて欲しいと思います。

ポスターなどの活用の件ですが、使用しているパンフレットの内容は素晴らしいと思いますが、学校によってはきちんと掲示されていなかったり、あるいはきちんと授業で活用されていたりもしているので、成功している事例などについてはみんなで共有して欲しいと思います。

#### ○成田教育長

先生の心の状態は子どもの教育に大きく影響します。1年に数回、校長と教頭の面談を実施しております。どこかで心を病んだりすることの無い様に校長の見取りも行われていることも付け加えます。さらには、学校の校長の経営方針で、一人一人の教員の力量を最大限に生かしていく様に校長は勤めなければならないと思っています。校長のマネジメント力を付けることも今後の課題かと思えます。

ポスター等の件につきましては、これまで学校には渡してきたが、これがどういった効果を見せてきたのか、そのことがいじめの防止にどのように役立つのかと言う観点を我々は授業をスタートさせなければならないと思います。そういう意味で、これから様々な対策が出ると思いますが、評価項目をきちんと自覚してスタートさせるという取組を考えております。

3つ目につきましては、教育委員会だけではなく社会全体で取り組むという意見でしたが、例えば、加害者となる子どもたちの背景にはストレスがあるというのは多くの人が認める場所であると思います。それがストレスとして他人への攻撃に変質していかないためにはどうすればいいのか、それはストレスを発散させる手立てが必要であるということは文科省も示しています。ここでは、スポーツや読書、また誰かに相談できる体制などが挙げられていることからすると、学校教育だけではなく、スポーツをする場で自分が他人に認められている状況を感じるということを実感させる必要があると考え、指導課だけではなく、文化スポーツ振興課や社会教育課などの様々な課が関係してくると思うので、齋藤委員の指摘は重く受け止めていきたいと考えているところです。

なお、最初の先生の心の教育、心のゆとりということに関しては、9月に佐藤委員から「先に余裕がないと、子どものノートにコメントを書いたり、一緒に遊んだりする時間がとれない」といった意見が出ていましたが、教員の多忙化にも繋がっていくことですが、教員が本来の教育活動にける時間を作るための多忙化防止であると考えております。佐藤委員からも少し触れてもらえればと思います。

#### ○佐藤委員

齋藤委員のお話と重なりますが、子どもの心の教育は同時に親の問題、地域で子どもを育てるための課題でもありますことから、家庭や地域の教育力といいますか、在り方といいますか、そういったものに係る取り組みが必要と考えております。

また、心の教育を「よい心を持った子どもを育てるための教育」と言い直しますと、「よい心」の要素といいますか、構成しているものが100個以上あるのではないのでしょうか。ですから、どう話していいのかわかりません。

ただ、「人様に迷惑をかけない子に育ててほしい」というのが親の普遍的な願いであり、

また、教師の思いとも重なるものと思っています。そう考えますと、「善悪を判断すること」「他人との望ましい人間関係をつくること」「公德心（マナー）を身につけること」の三つが人様に迷惑をかけないための最低基準といえますか、上位の要素といえますか、そういうものではないでしょうか。ですから、全教育活動をとおして、時間も手間暇もかけて、慣習化していくべきだと思っています。

また、学級と家庭と地域が、具体的にはPTAや地域の団体等と手を携えて取り組むためには、コミュニティスクールのような組織というか体制が必要だと思います。

○成田教育長

他にございますか。

○成田教育長

これはなかなか難しい話であると思うし、劇的な効果も出る訳でもなく、長い視点で取り組まなければならないと思いますが、学校として考えるとすれば、いじめを防止することの大きな意味で考えれば、人間との関わりに喜びを感じられるような子どもを作らなければならない。いじめに向かうストレスの原因が多くは対人関係のものと思っています。

そのストレスを緩和するためには、良好な人間関係が必要であるとの研究結果は出ています。この目標を達成するためには、教師主導では難しいため主役は子どもでなければならない。そのために行事をたくさん行えばいいのかといえばそうではなく、先生がお膳立てしたものをこなすだけではなかなか難しい。子ども自らが主役になって何かをやらなければならない。大変ではあるが、これはいいものであると感じられるような教育を学校で定期的実践される必要があると思う。今後、そういったことを考えていきたいと思っています。

(3) その他

○成田教育長

それでは、その他に移りますが、本日の案件以外に委員の方から他に何かございますか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○成田教育長

それでは、先ほど非公開の会議とした、議案第42号の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

(議案第42号「臨時に代理し処理した事項の承認について」)

————— 原案のとおり決定 —————

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

お疲れ様でした。

平成 28 年 12 月 19 日開催の平成 28 年第 12 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 29 年 1 月 18 日

書 記 藤 田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 29 年 1 月 18 日

署名委員 斎 藤 誠 子

署名委員 池 田 享 誉